

討論

平成 18 年第 1 回定例会から討論の あつた主な議案について、その討 論の概要をお知らせいたします。

平成 18 年度八潮市一般会計 予算

反対討論

平成 18 年度八潮市一般会計予算案の歳入では、個人市民税は平成 17 年度比 2 億 4750 万円の増額が見込まれています。これは、今年度 6 月から始まる定率減税の半減、対象人数 3 万 2500 人で 1 億 6700 万円、高齢者控除廃止による増税は対象者 2200 人で 4300 万円増などからなるものです。来年度は、定率減税全廃という更なる増税も控えており、市民所得が減っている中で市民負担増による市税増収です。市民生活応援の財源にまずは振り向けることが求められます。歳出では、民生費において障害者自立支援法、改正介護保険法とも低所得者に対する利用料負担、サービスを必要とする人ほど高額な利用料を求められる問題があり、各々経過措置や減額措置があるとのことですが、これまでより高い利用料が求められます。この対策について、具体化されていません。土木費では、道水路の維持管理補修改良は市民要望が高く、市民の安心安全を確保することが最優先です。特に、通学路の整備は重要です。この視

点に立って、予算化されている 0260 号線の歩道整備の見直しを求めます。教育費の中学校費では、小中一貫校モデル事業のための八潮中学校施設改修費が予算化されています。小中一貫教育の施策は、たつた 1 回の教育委員会で同案が決定されました。この案は、地域住民、現場の先生にも全く知らせない内に決定され、膨大な学校改修費まで予算化されることは、子ども達の教育のためといいつつ、いかにも唐突です。60 年続いた 6・3 制度を見直しするにしても、十分に時間をかけて、地域住民や PTA を含め審議会等を開催し、十分議論をして検討を重ねるべきです。市は「市民が主役いきいきやしお」の実現をというからには、教育委員会として再度審議をし直し、白紙に戻し学校関係者、保護者、地域住民などと十分に議論を尽くすことを求めます。以上の点から平成 18 年度予算案に反対します。

賛成討論

歳入総額 23.1 億 2 千万円、対前年度比、12.6% 増となっておりますが、実質額は 3.4% 増に留まっています。昨年度の当初予算のマイナス 15% 減からすると、基金繰入金が増えたものの、着実な歳入を見込んでいます。

歳出関係では、新規事業を含めた主な事業として、バス利用動向調査費が計上されています。また、平成 19 年度完成予定の駅前行政施設ネットワーク整備予算や地域防災計画の修正委託費が計上されています。その他ベトナムの市内全域での分別収集や粗大ゴミの日曜日収集が実施されます。さらに、障害者就労支援センターの設置、障害者福祉計画の策定を始め、児童手当の支給対象者の拡大と増額、認可保育所への委託による保育枠の拡充や健康保険証の力ード化事業が実施されます。小中学校・校舎等の 2 次耐震診断委託費の計上は評価されます。

次に、八潮中学校改修事業費関係での、小中一貫教育導入については、児童生徒の学力の定着・向上、深刻化する不登校等の解消策として評価します。しかし、小中一貫教育導入までに、教育委員による会議で、僅か 1 回しか議論されていないこと、市内全域で実施する場合は、施設整備でも多額の財政負担が予想されることなども議論する必要があり、PTA・保護者等の理解を得るためにも、もう少し時間をかけて一貫教育を実施すべきであると思います。

しかしながら、厳しい財政の中にも、八潮市の特徴である中小企業と住宅都市としての環境整備のための各負担金の計上を始め、消防庁舎の設計の予算化、今後は「つくばエクスプレス建設」により先送りされてきた

様々な施策への取り組みと、歳入予算の収納率向上と適切な予算の執行に期待し、一般会計当初予算を一定の評価をいたしまして、賛成討論といたします。

八潮市国民保護対策本部及び 八潮市緊急対処事態対策 本部条例について

反対討論

本条例案は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものとされています。日本に対する武力攻撃が発生した際の対応というよう限定的な意味合いでないということが明らかにされましたが、現実的には起こりえないだろうとの説明がありました。

国会の議論の中では、イラクに対するアメリカの先制攻撃であつても、武力攻撃事態や武力攻撃予測事態が適用されることがあるということが答弁されています。また、「武力攻撃事態対処法」に先立って制定されている「周辺事態法」とも重なる部分があることが明らかにされています。この法律の規定に基づいて日本は米軍支援を行うとされています。

国内では、平和的に市民生活が営まれている最中であつても、いつの間にか有事体制になっている、これがこの本質です。八潮市国民保護対策本部は、このような事態に至った場合さえも、総理大臣の指定によつて設置しなければならぬとさ

れ、米軍や自衛隊への協力が罰則付きで求められます。同時に、市の「国民の保護に関する計画」の定めがない中で設置をすることも異常といわなければなりません。国の意向のようですが、まさに地方自治制度を踏み越える行為といわなければなりません。また、「国民保護協議会」では、市の「保護計画」を策定することになりますが、市民の安全が最優先される形で作ることもできるのか、更には、事態発生の際に、このことが担保されるのか、疑問を呈しない訳にはいきません。

そして、何よりも、法に基づく避難訓練等の開催は日常生活を有事故法に組み込むこととなり、日常的に仮想敵を意識する結果となります。

憲法改正を視野に入れた国民投票法案や憲法第 9 条の改定についても議論されている中で、日米同盟を具体化する法整備が地方自治体をも巻き込む形で進められていることに大変危惧の念を抱いています。よつて反対します。

賛成討論

八潮市では、いち早く危機管理体制の強化を挙げ、他市に先駆け今年 1 月に「八潮市危機管理指針」を策定しました。この指針では、危機発生時に、市長をトップとして危機の内容に応じた地震、台風などの災害を対象とした災害対策本部、武力攻撃事態の場合の国民保護対策本部、また大規模テロなどを対象とした緊急対処事態本部、サ

ーズ、金融機関の破綻などを対象とした危機対策本部の 4 つの対策本部を設置し、万全の体制で臨むことは当然のことです。この国民保護法は、有事法制の中核として位置付けられておるわけであり、このような事態から国民の生命、身体、財産を保護し、国民の生活や経済に及ぼす影響を最少にすることが、市民の安全を確保することです。また、国民保護法では、八潮市の実施する国民保護措置として、警報の伝達、避難誘導、避難住民に対する救援、武力攻撃に伴う被害の防止等の国民保護措置の実施を責務として、規定されており、このように、法により制定されているわけですから、市民生活の安定や安全を脅かす危機に対して被害を最小限にとどめ、いち早く対策本部を立ち上げ、これらに対応していくことがいかに重大で必要不可欠なことです。中国の故事に、「一時の平和を保つためには百年兵を養つ」という言葉があります。どこか分らないが、その日のために、日頃から軍備を整え兵を訓練させておかなければいけないという言葉の意味ですが、万が一の時のために、平時において備えを整備し、一朝有事の際には、七万七千余の市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、八潮市の使命を確実に果たしていく事は、八潮市としての責務であります。よつて、本条例について賛成するものであります。